

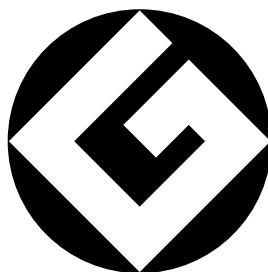
Press Release



報道関係者 各位

2023年3月8日
公益財団法人日本デザイン振興会

グッドデザイン賞のシンボルマーク 「Gマーク」が防護標章（※）として登録



公益財団法人日本デザイン振興会（会長：内藤廣、所在地：東京都港区）が所有する商標「Gマーク」が、防護標章としてこのほど特許庁に登録されました。

この度の登録により「Gマーク」は、日本国内で広く認知されている著名な商標として認められました。

「Gマーク」はグッドデザイン賞を受賞したことを示すシンボルマークです。1957年に日本を代表するグラフィックデザイナーの亀倉雄策氏によってデザインされました。同年のグッドデザイン賞の開始とともに使用を開始し、今日に至るまで意匠を変えることなく使われており、良いデザインを象徴するシンボルとして「Gマーク」は多くの人々に親しまれています。

※著名な登録商標を保護する制度

商標登録第0815615号

防護標章登録第815615号防護第01号

登録日：2023年2月14日

【参考／防護標章登録制度】

防護標章登録制度とは、登録商標が商標権者の業務に係る指定商品（役務）を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、他人がその商標をその指定商品（役務）と類似しない商品（役務）について使用すると当該商標権者の取扱う商品（役務）であるかのように出所の混同を生じさせるおそれのあるときは、商標権者に、その混同のおそれのある商品（役務）について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることを認め（第64条※1）、商標権の禁止的効力を上記非類似の商品（役務）にまで拡大することとした制度です。すなわち、著名な登録商標について予め商品（役務）の出所の混同を生ずる範囲を明確にしておいて、他人が商標登録を受ける危険を防止し、もし使用した場合には商標権侵害とみなして迅速な救済を図ろうとするものです（第4条第1項第12号※2、第67条※3）。

※1,2,3：すべて商標法

出典：特許庁ウェブサイト

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/dansho.html>

本件への報道関係者のお問い合わせ：日本デザイン振興会広報事務局（電通PRコンサルティング内）

Tel : 080-8437-7468

E-mail : jdp_newsrelease@group.dentsuprc.co.jp